

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	後期高齢者医療・国民年金システム移行事前検証業務
発 注 課	保険企画課
選 定 事 業 者	株式会社日立製作所 北海道支社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
本市を含む全国の自治体は、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」及び「地方公共団体情報システム標準化基本方針」等に基づき、住民記録・税務・国民健康保険等の基幹20業務のシステムについて、所要の移行完了期限までに、国が示す標準仕様に準拠したシステムへの移行を行うことが義務付けられている。 本市の「後期高齢者医療業務」及び「国民年金業務」においては、標準準拠パッケージ（以下「標準準拠システム」という。）への移行を検討しており、本業務は、総務省作成「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」に記載されている「データ移行」の先行作業に相当する作業を行い、データ移行にあたり発生が想定される課題の抽出及びそれに対する対応策の検討を行うものである。 なお、当市への標準準拠システムの提供可否等を調査するため令和5年度に行ったRFIにおいて、上記事業者のみが「後期高齢者医療業務」及び「国民年金業務」において具体的なスケジュール等と併せてシステム提供が可能と回答している。 今回の業務については、標準準拠システムの仕様を詳細に把握し、検証環境を整備したうえで、データ移行にあたり発生が想定される課題の抽出と対応策の検討を行う必要があるが、この業務を適切かつ期間内に実施することができるのは、標準準拠システムの開発・他政令市への提供を通じ、設計仕様及びドキュメントを熟知している上記事業者のみである。 以上の理由から、上記事業者を特定随意契約の相手方としたい。 なお、本業務は移行の事前作業にあたるものであり、移行業務の調達については別途行うものである。	
根拠法令	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
決 定 日	令和7年5月8日